HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	平仮名字体意識と明治期読本［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	岡田, 一祐
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11628号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58735
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Kazuhiro_Okada_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称　博士（文学）　氏名　岡田　一祐

審査委員　主査　教授　池田　証壽
副査　教授　小野　芳彦
副査　教授　冨田　康之

学位論文題名
平仮名字体意識と明治期読本

平仮名は、音節文字の一つである万葉仮名の字体を草体化した「草仮名」を更に簡略化して平安時代初期に創り出された。初めは和歌・消息に使われ、次第に日記・物語に広がった。その字体には洗練と流麗が加わり、料紙にも趣向を凝らした遺物は美術品としても評価されるところである。平仮名は、異体の文字が用いられ、これを通例「変体仮名」と呼んでいる。この「変体仮名」は、現在、ほとんど用いられていない。「小学校令施行規則」（1900 年）において、平仮名字体の画一化が図られたからであるとされる。それ以前の文献においても、一つの音節に一つの字体だけを用いる文献はあったが、それら仮名一音節につき一種類の字体を用いる文献を相互に比較すると、それぞれに異なる字体を用いることはしばしばであったのに対して、「小学校令施行規則」以後は、どのような文献においても仮名一音節につき一種類の字体を用いるという意味での画一化が達成された。「小学校令施行規則」による画一化（統制）の以前と以後とでは、用いるべき仮名に対する意識に相違があったと考えなければならない。この論文は、「用いるべき仮名に対する意識」を字体意識と呼び、明治期の小学校の国語教科書である「読本」と関連資料との比較を通して平仮名字体意識について考察を加えたものである。

現代の平仮名は、「小学校令施行規則」（1900 年）によって画一化がなされ、用いる字体が一種類となった。平仮名の字体の問題は国語施策として現在ではもはや解決済みであって、これを正面に据えて論じることは少なかった。あったとしても著名な国語学者の発言をそのままに受け入れ、基づく資料の検証はなされてこなかった。このような研究状況の中で、この論文では、先行研究を徹底的に批判した上で、江戸期から明治期に至る期間について、平仮名に関わるさまざまな資料を丹念に掘り起こし、使用字体意識という新たな観点から、平仮名史の再構築を目指したと評価できる。

平仮名書きいろは歌の手本の字体は、江戸期において固定的であり、「いろは仮名」と呼ばれて行われていた。現代の平仮名の字体と「いろは仮名」とを比べると、「そ」「お」「え」の字体が大きく異なる以外は現在の仮名に類似する字体が用いられており、それらが自然に淘汰され現代の仮名の字体が成立したとされるのみで、十分な根拠を有するとは言いがたかった。本研究では、それを近世期に現れた、仮名字書や仮名研究書などに見える仮名への意識と関連付けることで、「いろは仮名」への意識の変容が契機となり、現代の平仮名が形成されたものであることを明らかにした。

具体的には、江戸期往来物と蘭学文献との比較から蘭学文献との繋がりを見出したこと、読本は字体数のみを抑制する段階からいろは仮名を中心とする段階へ変化すること、読本に付された異体仮名表は読本本文との関連が薄いこと、往来物である『てら子の友』『何やら草紙』および『続世界商売往来』等の濁音仮名使用は教養として示すものであったこと、読本の異体仮名表の減少と国語辞書『言海』『大言海』凡例から例示の仮名と実用の仮名とを一致させるべきという考えが生まれたこと、平仮名字体の画一化を示した「小学校令施行規則」の第一号表に関わる国字改良仮名部委員会決議の意味、『官報』初出と正誤及び『法令全書』の異同、紙幣局活版部・印刷局活版部・築地活版製造所の活字書体との関連を取り上げたこと、江戸期のいろは仮名には「く・し・ま・も」にゆれが確認できる程度であり字体の固定性が高かったこと、「小学校令施行規則」以前の明治期読本には江戸期と比べ代表的字体の交替と整理がなされたこと、近代文法書の記述から「平仮名」という語の指示対象の変化をあとづけたことなどに新見を示しており、この分野の研究を大きく前進させた。

細部には、「小学校令施行規則」第一号表の正誤の分析と出版文化・伝統芸能に関わる資料の扱いとになお慎重を要する点があり、個性的な論述故に時として文意が取りにくくなる点があるが、いずれも軽微な問題で、論文の骨子に影響を与えるものではない。全体として、平仮名史研究に必要な理論的枠組みと読本を中心とした関連資料を大量に発掘した点にその力量が発揮されており、今後の展開が大いに期待できる内容と水準となっている。

以上の審査結果から、本審査委員会は、全員一致で本学位申請論文が博士（文学）の学位を授与されるのにふさわしいものであると判断した。